

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設環境保全協定検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 可燃ごみ処理施設の運営に当たり、その周辺環境の保全を図ることを目的として結ぶ環境保全協定及び非常事態が発生した際の公表基準を検討するため、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設環境保全協定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を管理者に報告するものとする。

- (1) 前条の環境保全協定に関する事。
- (2) 前条の公表基準に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 新石自治会代表者 | 2 人以内 |
| (2) 新井自治会代表者 | 2 人以内 |
| (3) 落川上自治会代表者 | 2 人以内 |
| (4) 百草園自治会代表者 | 2 人以内 |
| (5) 百草園団地自治会代表者 | 2 人以内 |
| (6) クリーンセンター連絡協議会代表者 | 1 人 |
| (7) 学識経験者 | 2 人以内 |
| (8) 日野市職員 | 2 人 |
| (9) 国分寺市職員 | 1 人 |
| (10) 小金井市職員 | 1 人 |
| (11) 浅川清流環境組合職員 | 1 人 |

2 前項第 6 号の委員は、日野市が設置するクリーンセンター連絡協議会の会長の職にある者をもって充てる。

3 第 1 項第 7 号の委員は、廃棄物処理技術の専門知識を有する者のうちから委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日から第 2 条の規定による報告の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第 3 条第 1 項第 7 号の委員から選出し、副委員長は互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会において会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(代理出席)

第7条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できない場合であって、委員長が認めるときは、委員は代理人を会議に出席させることができる。

(謝礼金)

第8条 第3条第1項第7号の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提供若しくはその他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、浅川清流環境組合事業課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

2 この要綱は、第2条の規定による報告のあった日をもってその効力を失う。